

新潟市地域コミュニティ協議会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第26条第2項に規定する地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民及び所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。以下「協議会」という。）を市が支援するために、必要な事項を定め、協議会の立場や役割を明確にするとともに、その自主及び自立的な取り組みを促進し、市民自治の確立に寄与することを目的とする。

(協議会の組織及び役割)

第2条 協議会は、自治会・町内会、学校関係者、NPOなどを構成員とし、その専門的知識や技術を活用し、地域課題の解決に努めるものとする。

2 協議会は、地域住民及び団体等の活動や多様な意見を調整しながら、地域住民の交流を進め、地域課題の把握及び解決に取り組む主体となるよう努めるものとする。

3 協議会は、区自治協議会に地域の意見を届けるとともに、区自治協議会で議論された内容を構成員が共有できるよう努めるものとする。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、地域コミュニティの活動がより推進されるよう、次の各号に掲げることを行うよう努めるものとする。

(1) 協議会の運営に関する規約を定め、地域住民の意見が協議会の意思決定に反映されやすくすること。

(2) 地域住民が地域コミュニティの活動に参加しやすいよう積極的な広報活動を行うこと。

(3) 構成員等と情報を共有しながら、積極的に情報を発信すること。

(4) 自らの活動を評価すること。

(5) 自主財源の確保に努め、持続可能な運営を目指すこと。

(市の役割)

第4条 市は、協議会の自主性を尊重し、協働を進め、第2条に定める役割を果たすことができるよう、協議会に対して次の各号に掲げることを行うものとする。

(1) 予算の範囲内における財政上の支援

(2) 協議会の人材育成支援

(3) 活動拠点及び活動の場の確保

(4) 協議会の認知度向上

(5) 協議会同士の連携や情報共有の促進

(6) 前各号に定めるもののほか、必要な支援を行うこと。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。